

北広島町農業委員会第22回総会議事録

事務局 (第22回北広島町農業委員会総会開会宣言)

事務局長 (事務局長報告)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

8番 4月12日に地区担当推進委員と譲受人立ち合いのもと現地確認を行いました。申請地は譲受人所有の畑の隣地にあり、立地が良いため譲り受けたいと話されました。譲受人はトマト生産農家であり、機械・労働力・技術は十分持ち合わせており、周辺農家への影響もありません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 地区担当推進委員と譲渡人立ち合いのもと現地確認を行いました。申請地は譲受人の自宅の目の前であり、譲受人は以前から家庭菜園をしたいという思いがありました。譲渡人は経営規模を小さくしたいと考えており、本申請に及びました。譲受人は中古のトラクターを購入するなど、機械等何も問題ないと思います。このことによる周辺農地における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2番 申請地に隣接する譲受人の資料の住所地が原野になっているが問題ありませんか。

会 長 現況は宅地で問題ありません。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 4月11日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲受人は以前から当該地を耕作しており、この度、譲渡人からの申し出により今回の申請に至りました。譲受人の農業経営規模から問題はなく、周辺農地への影響は考えられません。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7 番 4月14日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄の通りです。譲渡人は譲受人の兄の妻です。30年前から譲受人が耕作してきており、周辺農地における影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 1 番 4月9日に3番委員・地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。譲受人は譲渡人の親戚であり、以前から耕作していました。機械・技術等については問題なく、このことによる周辺農地への影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 譲受人は昨年10月に開催された総会の5条案件で隣接する土地の転用許可申請をしています。この度申請地にて家庭菜園を行いたいという意思があり、下限面積等も問題ない為本申請に至りました。現在は小道具しか持っていませんが、大きな機械が必要な際には家族から借りて耕作することができます。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。周辺農地への影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

5番 4月12日に13番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請内容は摘要欄に書いてある通りです。申請人は昨年父母の死去を機として、本申請に及びました。既に移転工事は完了しており始末書も添付されております。必要面積も妥当であると考えます。このことによる周辺農地への影響は考えられず、許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2番 申請地については今回の転用の為に分筆したのですか。それとも元々分筆されていたのですか。

5番 元々分筆してありました。

会長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

7番 4月14日に6番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容は摘要欄のとおりです。譲渡人は全員兄弟姉妹の関係です。申請地は以前から集会所として使用されていたため始末書添付のうえ申請されています。周辺農地への影響は考えられません。以上の事から許可相当と判断しました。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 2 番 この集会所は新築で建てたのですか。それとも増築したのですか。
- 7 番 プレハブです。
- 2 番 町からの助成金は入っているのですか。
- 7 番 入ってないです。
- 会 長 その他ご意見ご質問はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 11 番 5番案件の譲受人、譲渡人と同じ案件です。4月9日に3番委員及び地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりです。譲受人は平成10年頃から墓地として管理、利用してきました。墓地利用の申請面積としては少し広いですが、譲受人は高齢であり分筆して畑にしたとしても耕作が難しいため本申請に至っています。墓地の裏手は山林化しており水源の確保も難しいと考えます。申請地には軽自動車を通れるほどの農道が隣接しており、将来的には駐車場を整備する計画です。以上のことより周辺農地への影響はないことから許可相当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 4 番 適正な墓地の面積はどのぐらいが相当ですか。
- 事 務 局 おおよそ25㎡が相当です。
- 4 番 今後、墓地の許可相当面積以上の申請があった際の説明はどうするべきですか。
- 事 務 局 不動産登記法に基づいて判断することが原則です。
- 16 番 昨年の申請で、本申請と同様に墓地に係る転用許可申請後、法務局の現地確認が行われた事案があったと聞きましたが、何か基準があるのですか。

- 事務局 法務局へ地目変更の登記申請があった場合、現地確認がされているものと推測されます。
- 2 番 議案に記載されている平面図は計画図ですか。
- 11 番 計画図です。設置済み墓石以外について今現在は原野です。将来的に花壇にしたいということで計画図を議案に示しています。隣接する農道も軽自動車を通れる広さは確保できています。
- 会長 その他ご意見ご質問等ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手多数)
- 会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

- 会長 番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 16 番 4月8日に3番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請内容は摘要欄の通りです。すでに農業用倉庫が建っており、始末書が添付されております。周辺農地への影響はなく受理妥当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 4 番 課税台帳上はどうなるのですか。
- 事務局 農地から他の地目になると推測されます。
- 会長 その他ご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手多数）

会長 挙手多数です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会長 番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

11番 申請人は9番案件譲渡人と同人物です。申請地は山林化しており、高台にある為、水源確保が難しく耕作困難だと判断しました。今後農地への復元は困難と考え、周辺農地への影響もないため受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

12番 農業経営規模面積について、議案に記載してある面積は何を基準に表記してあるのですか。

事務局 現在の耕作面積を表記しています。

職務代理者 水稻作付面積が記載されている細目書と農地台帳の農地面積は同じですか。

事務局 必ずしも同じではありません。

会長 その他ご意見ご質問等ございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画（30-20）について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 号第 3 項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第 7 号 農用地利用配分計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。)

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩